

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示目次

- ◆告示 土地の公用廃止
- 字の名称変更
- 毒物劇物取扱者試験の実施
- 道路の指定
- ◆正誤 ◆公 告
- 昭和二十八年度鳥取県吏員昇任試験合格者
- 昭和二十八年九月八日鳥取県告示第三百九
十号中訂正
- 昭和二十八年九月八日鳥取県告示第三百九
十二号中訂正

告示

鳥取県告示第四百十三号

次の土地はその公用を廢止する。

昭和二十八年九月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県告示第四百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十
一条第一項の規定により昭和二十八年十月一日から東伯郡
三徳村の区域内の字の名称を次のとおり変更した旨届出
があつた。

昭和二十八年九月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

三徳村「大字もんぜん門前」を「大字みとく三徳」に変更する。

鳥取県告示第四百十五号

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第
四号）第七条の規定に基く毒物劇物取扱者試験を次のと
おり施行する。

昭和二十八年九月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一期日及び場所 昭和二十八年十月二十三日午前十時

東伯郡倉吉町広瀬町 倉吉保健所講堂

二 試験の種類及び課目

1 筆記試験

試験科目 毒物及び劇物に関する法規

毒物及び劇物の性質、応用、貯藏、その他

取扱方法

(但し、農業用のみ受験する者について
は、毒物及び劇物の範囲を別記のとおり
とする)。

2 実地試験

試験科目 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

(但し、農業用のみ受験する者について
は、毒物及び劇物の範囲を別記のとおり
とする)

別記

(一) 黄磷、硫化磷及びこれらのいずれかを含有する
製剤。(二) シアン化合物及びこれを含有する製剤。但し、
ペルリン青、黄血塩、赤血塩、ロダン化合物及び石灰
窒素並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。(三) 水銀化合物及びこれを含有する製剤。但し、朱、
甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞、雷汞
及びこれらのいずれかも含有する製剤を除く。(四) ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含
有する製剤。(五) 硫素、その化合物及びこれらのいずれかを含有
する製剤。

する製剤。

(六) 亜鉛塩類。但し、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。

(七) 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。但し、水

酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。

(八) クロルビクリン及びこれを含有する製剤。

(九) 硅沸化水素酸塩類。

(十) 銅塩類。但し、雷銅を除く。

(十一) 二硫化炭素及びこれらを含有する製剤。

(十二) バリウム化合物。但し、硫酸バリウムを除く。

(十三) ホルムアルデヒド含有物。但し、ホルムアル

デヒド1%以下を含有するものを除く。

(十四) ロテノン及びロテノンを含有する生薬(テリ

ス根、魚藤根の類)並びにこれらのいずれかを含有す
る製剤。但し、ロテノン2%以下を含有するものを除
く。(十五) 硫酸及びその含有物。但し、硫酸10%以下
を含有するものを除く。

(十六) テトラエチルビロボスフェイト及びこれらを

含有する製剤。

(十七) ヘキサエチルテトラボスフェイト及びこれを
含有する製剤。(十八) ジエチルパラニトロフエニルチオボスフェイ
ト及びこれを含有する製剤。(十九) ジメチルバラニトロフエニルチオボスフェイ
ト及びこれを含有する製剤。(二十) エチルパラニトロフエニルチオノブンゼンホ
スボネイト及びこれを含有する製剤。(二十一) モノフルオール醋酸ナトリウム及びこれを含
有する製剤。

(二十二) ブロムメチル。

(二十三) 二一四一デニトロ六一シクロヘキシールフエ
ノール及びこれを含有する製剤。但し、二一四一デニ
トロ六一シクロヘキシールフエノール15%以下を含
有する製剤を除く。

三八 二八 一六 一二 四五 八七 一二五 一三六 一四五 三二 七八 一三〇 七 三 三 二九 五〇 一二六

大原信
簞 賢三
中川壽雄
橋本忠則
谷口和德
坂口猛虎
山口和德
松村隆
小谷義憲
宇田學
山下実知治
深田信
上川清彦
杉川勝規
河田正義
井上典三
久住慶太郎
河田正義
杉川勝規
谷口欣司

農業職	土木職
一〇	六名
九	七
八	六
七	五
六	四
五	三
四	二
三	一
二	七
一	六
六	二
五	一
四	〇
三	二
二	三
一	四
六	五
五	六
四	七
三	八
二	九
一	一〇

池座脇長藏和
本田吉井知勲
岸上村節藏定
住田泰治治郎
酒本次郎
谷尾富治郎
奥田敢太郎
米原道宣二
田中滿男
山田宣美
船橋昇
山形祐
川口嘉美

鳥取県告示第四百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条
第一項第四号の規定に基く道路を次のように指定した。

昭和二十八年九月二十五日

鳥取県知事職務代理者

昭和二十八年九月二十五日

昭和二十八年度鳥取県吏員昇任試験の合格者の氏名を次のように公告する。

馬取樂器公司 銀
幅員 延

武工事実施年度

鳥取県人事委員 宇佐美 勇
藏

鳥取市 片原、賀露線

(解説稿)

倉吉町	角盤町、米子駅線	東町、陰田線
仲之町、大正町線	二〇	一一
一一	三八二	三〇〇
一一	八九、五	一一
五三六	度昭和二十九年	昭和二九年
度昭和二九年	度昭和二九年	度昭和二九年

